

くらしもっと

LINE
公式アカウント



お友達登録は
こちらから

災害ボランティアセンター
立ち上げ訓練実施

※特集は2・3面



来るかもしれない災害に備えて

あたま
の
体操💡

問題 47 都道府県に関する問題です。

- 01 “山” のつく都道府県を6つあげてください
- 02 “島” のつく都道府県を5つあげてください
- 03 県庁所在地が1文字となる県は、三重県（津市）です。では4文字となる県はどこでしょう？

※答えは3ページ下

これが 災害ボランティアセンター のしくみだ！！

吉賀町社協では、島根県社協と協力して災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を8月23日に行いました。ここでは、その様子を写真で紹介するとともに、災害ボランティアセンターの仕組みを、ボランティアおよび被災者の目線で紹介します。それにより、実際に災害が発生したときの対応を住民のみなさまへ広く知ってもらえたらと思います。



step 03 マatching



スタッフが「依頼案件」と「ボラの皆さん」とをマッチングします。
自動車や重機の免許など、個人の特性と案件の特性を鑑みて、うまく組み合わせを行います。

step 01 ボランティア受付



ボランティア（以降、ボラ）さんがセンターに来られたら、まずその日のボラ登録を行います。ボラとして活動するにはボラ活動保険への加入が必須です。前日までに加入していただくようお願いします。加入されていない場合は、当日加入^{*}していただくことになります。

^{*}大規模災害と認められた場合のみ、当日適用が可能となります。

step 04 オリエンテーション・資材受渡



ボラの皆さんは、作業にあたってのオリエンテーションを受け、スコップ等の資材受け取って現場へ向かいます。オリエンテーションの内容は活動時間や休憩の取り方、注意点や心構えなどです。

step 02 作業依頼受付



災害によって被害に遭われた方が、作業を依頼するブースです。受付後に現地調査を行い、それから実作業となるため、原則、受付当日の作業は難しいことをご理解ください。また、罹災証明の取得によって時間がかかる場合もあります。

災害の被害に遭われた場合、片付ける前に被害状況を写真で記録しておきましょう。

現場作業へ

step 05 資材返却・活動報告



現場作業から帰ってきたら、資材を返却し、活動報告をします。ボランティア活動証明書もこの時に受け取ります。

災害の被害にあったら

検索



←撮り方など詳しくは政府広報オンラインをご確認ください。

罹災証明書って何？

自然災害や火災の被害に遭った場合、さまざまな支援や補償を受けることができますが、その際に必要となるのが「罹災証明書」です。また、火災保険や地震保険などの保険金・給付金の請求にも必要となってきます。住宅の被害の程度（全壊・半壊など）を証明するもので、住宅以外は「被災証明書」を申請することになります。各自治体で発行しますが、火災の場合は消防署が発行します。



Vol.25

桃源郷の会

蔵木地区
憩いの場づくり
月1回

ちいさな集い
訪問記

「ちいさな集い訪問記」では、町内の「ちいさな集い」の活動を紹介していきます。

「平和で理想の桃源郷を作る」という大きな目標のもと、蔵木・利光地区で環境整備の取り組みをスタート。花桃の木や菜の花を毎年植え、地域住民がお花見を楽しめる憩いの場を作っていきます。この日は蔵木公民館の軽トラカフェも出動し、おやつやコーヒーと共に地元の皆さんがお話に花を咲かせました。

次の方々より社会福祉事業のために
ご寄付頂きました。

香典・玉串返礼

- | | | | |
|----|----|-----|--------|
| 幸地 | 沖川 | 光生 | (豊子) |
| 山口 | 村上 | 一郎 | (英子) |
| 広島 | 城山 | 一彦 | (斎藤菊江) |
| 注連 | 中村 | 由美子 | (登) |
| 沢田 | 河内 | 美登志 | (英二郎) |

各企業のご厚意により募金箱を設置
いただいております。ご協力いた
だいた皆様に厚く御礼申し上げます。

あん摩マッサージ指圧・
はり・きゅう・治療院
やまぶき
様
1,000円
(7月分)



令和6年8月1日
~8月31日受付分
(受付順・敬称略)



全て無料です。お気軽にご相談ください。
感染予防対策を行いながら実施しております。

10月の相談・イベント等
日程表

日時	相談名	相談内容	場所	予約	担当・問い合わせ先
6日(日) 10時~12時	行政書士相談	相続・遺言、各種契約、 不動産関係、戸籍関係など	六日市基幹集落 センター	必要	島根県行政書士会益田支部 予約は 能美行政書士事務所 090-9065-9194へ
6日(日) 10時~14時	ふくしまつり	くわしくは同封のチラシを ごらんください	福祉センター (六日市)	不要	お問い合わせ 社協 77-0136
16日(水) 10時~12時	法律相談	遺言、相続、贈与、財産分与、 多重債務、民事の法律問題等	七日市公民館	必要	弁護士 山本 尚 氏 予約 社協 77-0136
18日(金) 9時~12時	ふくし 何でも相談	人権侵害、日頃の悩み等	柿木公民館	不要	人権擁護委員・民生委員 お問い合わせ 社協 77-0136
22日(火) 13時半~15時	陽だまりの会	認知症の方とその家族の会	福祉センター (六日市)	お問合せ ください	地域包括支援センター TEL77-3123
25日(金) 13時~15時	公証役場相談	老後の財産管理について 遺言・相続・任意後見について	柿木公民館	必要	公証人 瀧村 剛 氏 予約 社協 77-0136